

6 申込み手続

公設浄化槽は申請に基づき設置することになります。設置を希望する方は、以下をご確認のうえお申込みください。

(1) 申請・相談窓口	設置を希望する方は窓口にて申込みの相談をし、申請手続きについての説明を受けてください。 ※窓口は「10お問い合わせ先・申請窓口」をご覧ください。
(2) 申請書類等	①公設浄化槽設置申請書 ②公設浄化槽設置同意書 ③地図（設置場所までの案内図） ④住宅平面図（道路境界、汚水排出箇所、放流先、放流先までの経路等を記載したもの） ※申請書、同意書は市ホームページまたは各窓口にて配布しています。
(3) 申請（設置）条件	①居住用住宅が対象となります。（延床面積の2分の1以上が住居となっている店舗等も含む）※建売等の販売用住宅は除く ②住宅所有者が申請してください。（土地所有者も可） ③公設浄化槽を設置する土地について無償で市が使用することについての同意が必要です。 ④放流先及び放流先までの経路について権利調整がなされている必要があります。
(4) 排水設備業者の選定	排水設備等、個人負担で実施する工事の施工業者を決めてください。 ※排水設備工事は浄化槽法上の登録または許可を受けた業者でなければ行えません。 ※業者のリストは窓口でお渡ししています。

◆公設浄化槽の設置申請から工事完了までの流れ

項目	内容	実施者
1 設置の申請	□ 公設浄化槽の設置を希望する方は、所定の様式に必要事項を記入し、必要書類を添えて市へ申請を行ってください。	住宅の所有者等（申請者）
2 書類審査	□ 申請書類の確認と設置可否の審査を行います。	新潟市
3 現地調査	□ 申請者の立会いの下、現地にて公設浄化槽が設置可能かどうかを確認します。	申請者、新潟市及び工事業者
4 設置の可否の通知	□ 提出書類及び現地調査の結果を踏まえ、公設浄化槽の設置の可否を決定し、その結果を申請者に通知します。 ※なお、設置する場合、公設浄化槽の大きさも同時に通知します。	新潟市
5 浄化槽設置工事	□ 公設浄化槽本体の設置工事は、市が発注した業者が実施します。	浄化槽工事業者（市の契約業者）
6 排水設備の設置工事	□ 宅内からの排水を公設浄化槽に排除するために必要となる管渠などの排水設備は、申請者の負担で設置してもらいます。	排水設備業者（申請者が契約）
7 排水設備工事完了の届出	□ 排水設備の設置工事が完了したら、工事完了届を提出してください。	申請者
8 排水設備の検査	□ 工事完了届を受理した後、市が排水設備の検査を行います。	新潟市
9 分担金の納入	□ 公設浄化槽の設置が完了した後、分担金の納入通知書を送付しますので、所定の方法で分担金を納めてください。	申請者

7 使用についての注意点



公設浄化槽を使用するときは、下記の点を守って使用してください。

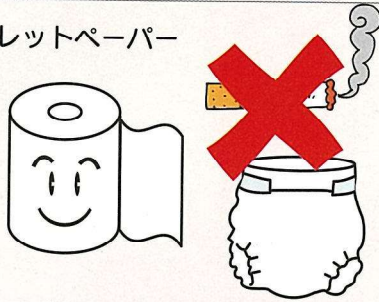
- 1 トイレの洗浄水は、十分な量を流してください。



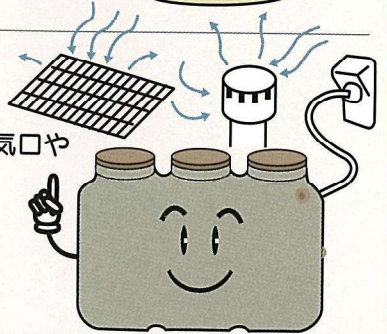
- 2 便器の掃除には、微生物に影響するような薬剤を使用しないでください。



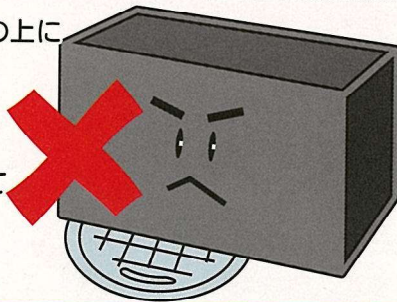
- 3 トイレにトイレットペーパー以外の異物を流さないでください。



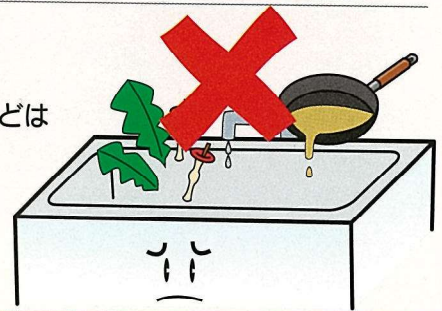
- 4 浄化槽の電源は切らないでください。また、通気口や送風機の空気取り入れ口はふさがないでください。



- 5 マンホールの上に物を置かず、蓋はいつもきちんと閉めておいてください。



- 6 台所から、野菜くずや天ぷら油などは流さないでください。



8 制度についての注意点



! 公設浄化槽制度に関して、皆さんにご注意いただきたい点です。

- 公設浄化槽の設置は、申請から工事完了まで数ヶ月かかります。設置を希望する方は、期間に充分余裕を見てお早めに窓口でご相談ください。（※申請年度内に工事完了が予定できない場合、公設浄化槽制度をご利用いただけないことがあります。）
- 公設浄化槽制度をご利用いただくには、整備区域に指定されている必要があります。設置を希望する場所が整備区域に指定されているかは、窓口でご確認ください。
- 公設浄化槽の設置に必要な部分の土地は、設置している期間中、無償で市が使用させてもらうことになります。借地等、住宅所有者と土地所有者が異なる場合には、設置を希望される方が公設浄化槽の設置と土地の使用についての承諾をとってください。
※設置に必要な土地の広さは、設置する浄化槽の規模にもよりますが、軽自動車1台分程度の面積です。
- 公設浄化槽本体の工事は市が発注した工事業者が行いますが、排水設備や宅内水洗化の工事を行う業者は個人で手配してください。
- 市が標準工事として設置したもの以外は、個人で維持管理及び修繕を行っていただきます。